

事業再構築計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成23年3月15日
2. 認定事業者名 株式会社宇徳
所在地：神奈川県横浜市中区弁天通6丁目85番地
代表者：代表取締役社長 外園 賢治
国際コンテナターミナル株式会社
所在地：神奈川県横浜市中区本牧埠頭1番16
代表者：代表取締役社長 齊藤 俊樹

3. 事業再構築の目標

(1) 事業再構築に係る事業の目標

最近の世界経済は、中国をはじめとする各国の景気刺激策の効果によりリーマンショック以降の最悪期を脱し、緩やかな回復軌道に乗りつつあるものの、全般的には依然として厳しい事業環境が続いている。わが国の経済についても、一部の経済指標等に下げ止まりの兆しが見られるものの、設備投資の減少や個人消費の低迷など、自律的回復への不安は残されたままである。

その中であって、株式会社宇徳（以下、甲）と国際コンテナターミナル株式会社（以下、乙）は、共に株式会社商船三井の連結子会社であり、グループ会社として共通顧客を持ちつつも、それぞれの得意分野、事業分野で独自に企業発展に取り組んできた。

しかし、足許の不安定な経済状況のみならず、経済のグローバル化の進展等経営環境の変化に対応するためには、事業の再構築が必要と判断し、甲を存続会社、乙を消滅会社とする吸収合併を行うことを決定した。

港湾運送事業に加えてプラント工事、倉庫・物流、陸上輸送等の幅広い事業領域を持つ甲と、コンテナターミナル関連事業に強みを持つ乙が合併することにより、事業内容においても、規模においても強化された総合港湾運送事業会社として事業の拡大が見込まれる。また、事業革新としてコンテナターミナル運営の効率化等による機能強化・効率化により、大量輸入貨物の一貫輸送サービスの展開を図る。

以上の施策により、甲の港湾運送事業における生産性の向上を図り、ひいては企業価値の更なる向上を目指す。

(2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

生産性の向上としては、平成23年度には平成21年度に比べて、自己資本当期純利益率を6.1%ポイント向上させることを目標とする。

財務内容の健全性としては、平成23年度には有利子負債はキャッシュフローの▲1.0倍とすることとしており、平成23年度の経常収入は経常支出を上回る（経常収支比率は109.2%）予定である。

2. 事業再構築の内容

(1) 事業再構築に係る事業の内容

①中核的事業

港湾運送事業

②選定理由

甲は、港湾運送事業においてはコンテナ船の荷役に加え、自動車船、ROR O船、プラント船や在来船荷役と、幅広く多様な形態のサービスを提供できる国内でも数少ない会社の一つである。特に、重量物取り扱いの技術を活かしたプラント船の荷役や、特殊機材を駆使したROR O船のオペレーションについては、国内外において他社に技術支援サービスを提供する水準を誇っている。

一方、乙は日本のコンテナリゼーションの黎明期よりコンテナターミナル事業を展開しており、文字通りわが国のコンテナリゼーションの進展とともに発展してきたパイオニアとして、現在ではファーストクラスのコンテナターミナルオペレーターである。また、そこで蓄積した技術に基づく大型荷役機器メンテナンス等のサービスも展開している。

合併後の甲の全事業における売上比率からみても、港湾運送事業は甲の収益の柱であり、他事業と比較して高い生産性を有している。また、厳しい事業環境が続く中で経営効率の向上が求められるところ、今般の合併に伴い当該事業のさらなる効率向上が見込めることから、中核的事業と位置づける。

③事業再構築に係る事業の内容

平成23年4月1日をもって、甲に乙を吸収合併することにより、コンテナ管理の効率化等による機能強化・効率化、大量輸入貨物の一貫輸送サービスの展開を図る。

(事業の構造の変更：合併)

・吸収合併

〈合併会社：甲〉

名称：株式会社宇徳

住所：神奈川県横浜市中区弁天通6丁目85番地

代表者の氏名：代表取締役社長 外園 賢治

資本金：1,455百万円

〈被合併会社：乙〉

名称：国際コンテナターミナル株式会社

住所：神奈川県横浜市中区本牧埠頭1番16

代表者の氏名：代表取締役社長 齊藤 俊樹

資本金：700百万円

〈発行する株式を引き受ける者〉

合併に際して、株式に代わる金銭等の交付はありません。

〈合併予定日〉

平成23年4月1日

(事業革新)

主として以下の経営施策を実行し、平成23年度に、売上高・販売管理費比率を平成21年度に比べて、5.0%低減することを目標とする。

1) 機能強化・効率化

①コンテナ情報の一括管理による業務効率化

②大型荷役機器の共有によるコスト削減

- ③遅滞ないコンテナ配送スケジュールの確保
- ④作業ギャングの適切な振り分け
- ⑤一貫輸送サービスの強化
- ⑥人員の配置転換による営業力強化
- ⑦コンテナターミナルビジネスの海外展開

2) 大量輸入貨物の一貫輸送サービスの展開

(2) 事業再構築を行う場所の住所

甲 株式会社宇徳
神奈川県横浜市中区弁天通 6 丁目 85

乙 国際コンテナターミナル株式会社
神奈川県横浜市中区本牧埠頭 1 番 16

(3) 事業再構築を実施するための措置の内容
別表のとおり

3. 事業再構築の開始時期及び終了時期

開始時期：平成 23 年 4 月

終了時期：平成 24 年 3 月

4. 事業再構築に伴う労務に関する事項

(1) 事業再構築の開始時期の従業員数（平成 23 年 3 月末時点）

甲 284 名

乙 80 名

(2) 事業再構築の終了時期の従業員数

甲 354 名

乙 0 名

(3) 事業再構築に充てる予定の従業員数

甲 354 名

乙 0 名

(4) (3) 中、新規に採用される従業員数

8 名

(5) 事業再構築に伴い出向または解雇される従業員数

出向予定人員数 0 名

転籍予定人員数 80 名

解雇予定人員数 0 名

別表

事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
事業の構造の変更		
合併による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上	<p>①合併会社 名称：株式会社宇徳 住所：神奈川県横浜市中区弁天通 6 丁目 85 代表者氏名：代表取締役社長 外園 賢治 資本金：1,455 百万円 合併後の資本金：2,155 百万円</p> <p>②被合併会社 名称：国際コンテナターミナル株式会社 住所：神奈川県横浜市中区本牧埠頭 1 番 16 代表者氏名：代表取締役社長 齊藤 俊樹 資本金：700 百万円</p> <p>③発行する株式を引き受ける者 合併に際して、株式に代わる金銭等の交付はありません。</p> <p>④合併予定日 平成 23 年 4 月 1 日</p>	<p>租税特別措置法第 80 条第 1 項第 2 号（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p> <p>租税特別措置法第 80 条第 1 項第 5 号（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p>
事業革新		
第 2 条第 4 項第 2 号ハ	<p>主として以下の経営施策を実行し、平成 23 年度に、売上高・販売管理費比率を平成 21 年度に比べて、5.0%低減することを目標とする。</p> <p>1) 機能強化・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①コンテナ情報の一括管理による業務効率化 ②大型荷役機器の共有によるコスト削減 ③遅滞ないコンテナ配送スケジュールの確保 ④作業ギャングの適切な振り分け ⑤一貫輸送サービスの強化 ⑥人員の配置転換による営業力強化 ⑦コンテナターミナルビジネスの海外展開 <p>2) 大量輸入貨物の一貫輸送サービスの展開</p>	